

技術提案書作成要領

(総合評価落札方式)

事業名

1 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

- ①提出文書・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1
- ②事業計画上の考慮事項等・・・・・・・・ 様式 2
- ③事業計画の工程管理・・・・・・・・・・ 様式 2－1
- ※事業期間が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに作成を行うこと
- ④企業の事業実績等・・・・・・・・・・・・ 様式 3 及び 3－1
- ⑤配置予定技術者の資格・経験・・・・・・・・ 様式 4
- ⑥賃上げ実施の表明・・・・・・・・・・・・ 様式 5－1 又は 5－2

(2) 技術提案書のサイズはA 4 とする。

(3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。

2 技術提案書の非採用について

(1) 技術提案書を提出した者については、当該技術提案書が採用されなかった場合、競争参加資格確認申請書を当該入札の入札公告の 1 の事業内容に対する標準的な技術提案（以下、「標準提案」という。）とみなし採用するものとする。

ただし、この場合、総合評価にかかる加算点はゼロ点とするものとする。

(2) 当該技術提案書が採用されなかった者は、採用されなかった理由に対して次に従い任意様式の書面の提出により理由の説明及び苦情の申し立てを行うことができるものとする。

①提出期限： 通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（この日数には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

②提出場所： 入札公告の 3 の（3）のイに掲げる場所

③提出方法： 入札公告の 3 の（1）に示す提出方法により提出するものとする。

3 様式 1 について

対象事業（対象入札）が特定できない場合等に競争参加資格がないものとするところがあるので、以下の項目に注意して記載すること。

- ①申請書右肩に記載する日付。
- ②申請書左肩に記載する当該事業の発注者（署長等）名。
- ③申請者の住所・代表者名の表示。
- ④技術提案書の提出であることの標記。
- ⑤対象事業（対象入札）が特定できる表示。

4 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 事業計画	① 事業計画上の考慮事項 事業の手順、次年度以降への配慮について技術的所見を記載する。記載様式は、様式2とする。 ② 事業計画の工程管理 事業期間の設定・工程管理について技術的所見を記載する。事業期間が複数年にわたる場合は各年度ごとに作成を行うものとする。記載様式は、様式2-1とする。 ③ 実施上の課題等に係わる技術的所見 当該事業における、事業上の課題（工夫・配慮等含む）、指定した工法等の品質の確認方法及び管理方法、作業時の安全確保に対する技術的所見を記載する。また、当該事業が素材生産と造林の一貫作業の場合、又は複数年にわたる事業の場合は、作業の効率化のための具体的取組についても記載する。記載様式は、様式2とする。 ※必要に応じて適宜様式を追加すること
(2) 企業の事業実績	① 事業に関する表彰実績（過去10年間）、本店・支店等所在地の地理的条件、国有林における同種事業の実績（過去15年間）、又は共同施業団地を含む民有林分の元請け実績等について記載する。 ② 低入札の調査対象の有無とその際の事業成績評定点について記載する。 ③ 森林作業道作設評価通知書による評価の実績の有無とその際の評価点について記載する。（素材生産のみ該当） ④ 記載様式は、様式3とする。
(3) 配置予定技術者（現場代理人）等の能力	① 配置予定技術者（現場代理人）の氏名を記載する。 なお、技術提案書提出時に技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者を項目ごとに評価するものとする。 ② 法令等による資格・免許とは、次の（ア）～（カ）のいずれかの資格とする。 （ア）技術士（林業、森林土木、林産等） （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等） （ウ）フォレストマネージャー （エ）フォレストリーダー （オ）フォレストワーカー（林業作業士） （カ）青年林業士 なお、上記の資格を有しない場合でも、同種事業の現場代理人等を10年以上（10件ではないことに留意）経験し

	た実績がある場合、専門的資格・免許を有していると同等の保有実績として評価するため、当該様式の「現場代理人としての過去10年間の同種事業経験」欄へ該当の有無を記載し、当該事業に従事したことを証明する履歴書（任意様式とするが、従事した事業名と会社（代表取締役）押印したもの）を添付すること。 ※上記（ア）～（カ）の資格・免許を有している場合は、「現場代理人としての過去10年間の同種事業経験」欄への記載は不要。 ③ 配置予定技術者（現場代理人）の事業経験は、入札公告日より前の過去15年間（当該公告年度を含まない）に元請けとして、完成・引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きなもの）を次の優先順位に基づき、1件記載する。 1）国有林又は国有林が含まれる当該森林共同施業団地に係る民有林分において現場代理人として経験した事業。 ※民有林分の森林共同施業団地の経験がある場合、当該様式の「森林共同施業団地に係る民有林分の経験」欄に該当する契約内容を記載し、当該事業に現場代理人として従事したことが確認出来る契約書等の写しを添付すること。 2）上記以外で現場代理人として経験した事業 3）上記1）及び2）以外で経験した事業 ④ 配置予定技術者（現場代理人）の研修等の受講状況には、林野庁が主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設に関する研修受講の実績について記載するものとし、受講を受けていた場合、研修名と受講年月日、当該受講の修了証書等を添付すること。 また、森林分野CPD取得に関する継続教育実施の有無について記載し、有の場合、公告日が属する年度の前年度及び前々年度2年間に継続教育を受講していたことが確認出来るCPD実施記録証明書を添付すること。 ⑤ 配置予定技術者（現場代理人）が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。 ⑥ 配置予定技術者（現場代理人）は、契約締結の日から本事業に専任できる者であること。 ただし、次に掲げる期間の専任は要しない。 （ア）契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間） （イ）自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中止している期間 （ウ）事業完成後、検査が終了し事務手続き後片付け等のみが残っている期間 ⑦ 同一の配置予定技術者（現場代理人）を重複して複数事
--	--

	業の配置予定者の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者（現場代理人）を配置出来なくなったときには、直ちに提出した技術資料の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。なお、このとき、これらの行為を行わずに入札した者については、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止措置を行うことがある。 ⑧ 契約締結後、配置予定技術者（現場代理人）等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。なお、病休・死亡・退職等真にやむ得ない場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。 ⑨ やむを得ず配置技術者（現場代理人）を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。 （ア）受注者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合 （イ）一つの契約期限が多年に及ぶ場合（大規模な事業の場合） いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置予定技術者（現場代理人）と同等以上の者を配置しなければならない。 ⑩ 単体の申請で 1 人の配置予定技術者（現場代理人）による申請に限り、配置予定技術者の「法令による資格・免許」、「森林作業道作設に関する研修受講の実績」、「森林分野 CPD 取得に関する継続教育の内容」について、配置予定技術者（現場代理人）以外の作業従事者の申請を認めることとする。この場合、当該様式を配置予定技術者（現場代理人）とは別様（1 人毎）に作成し、従事役職欄に現場代理人と記載せず、証明する資料等を添付すること。 ⑪ 記載様式は、様式 4 とする。
（４）地域への貢献	① 緑化活動（過去 10 年間）・地方公共団体との分収育林及び分収造林契約の有無、協定期間が継続していることが確認出来る災害協定の有無及び防災等に関連するボランティア活動（過去 10 年間）の有無（防災関連）について記載する。 ② 過去 2 年間におけるエゾシカ被害対策への取組みの有無について記載する。 ③ 地域の民有林管理への貢献の取組みの有無について記載する。 ④ 作業員の居住地（市町村）について記載する。 ⑤ 記載様式は、様式 3 及び様式 3－1 とする。

(5) 企業の信頼性	① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 1) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく「ユースフル認定企業」の認定状況、若手技能者（35歳未満）育成への取り組み。 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定企業」等の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況。 3) 次世代育成支援対策法（次世代法）に基づく「くるみん認定企業」等への認定状況。 ② 働き方改革の取組に関する指標 1) 労働生産性の向上や作業の省力化・軽労化 2) 現場従事者の技術向上 3) 休暇日数の確保 ③ 安全対策（過去1年間における無災害記録の有無、直近年度までの労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメント実施の有無）について記載する。 ④ 林業経営体登録の有無について記載する。 ⑤ 事業に従事する作業員の雇用形態、月給制の導入状況について記載する。 ※様式3-1に当該契約に従事する予定の全ての従事者について記載し、本項目への有無を確認する資料とすること。当該様式が添付されていない場合は、「無」として判定せざる得ないため留意すること。 ⑥ 従業員の退職金共済契約締結の有無について記載する。 ⑦ 不誠実な行為（過去2年間）の有無について記載する。 ⑧ 行動規範の策定・遵守の有無について記載する。 ⑨ 記載様式は、様式3及び様式3-1とする。
(6) 賃上げ実施の表明	賃上げを実施する企業として、以下の①又は②の表明をしているか。 ① 大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明しているか。 ② 中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明しているか。 ③ 記載様式は、様式5-1又は5-2とする。 ※押印の省略は不可

5 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりである。

評価項目	選定の着目点
(1) 競争参加資格確認申請書	入札公告及び入札説明書に掲げる競争参加資格の要件の有無 なお、競争参加資格確認申請書をもって、標準提案とみなす

(2) 事業計画	以下に係わる技術的所見。 (1) 事業計画上の考慮事項 ① 事業対象地にかかる考慮事項及び工夫 ② 事業対象地における次年度以降の作業を見通しての配慮 ③ 当該作業種における工夫 ④ その他の工夫 (2) 事業期間の設定・工程管理 ① 工程管理における工夫 ② 作業時期についての工夫 ③ 現地状況及び気象条件に配慮した工程管理 ④ その他の工夫 (3) 発注者が指定した課題への対応 ① 林床・河床への影響についての配慮 ② 保残木への影響についての配慮 ③ 各種法令制限を踏まえた工夫 ④ 作業効率向上・機械化・コスト縮減への工夫 ⑤ 生物多様性への配慮 ⑥ その他の工夫 (4) 工法等の品質の確認方法等 ① 工法・仕様の確認方法の工夫 ② 使用又は生産される資材の品質管理の工夫 ③ 作業終了後の作業地等に対する配慮・工夫 ④ その他の工夫 (5) 安全確保に関する具体的取組 (6) 一貫作業における効率化の工夫に関する取組 ① 一貫作業における造林経費削減の工夫 ② 一貫作業における林業機械等の活用 ③ 一貫作業における確実な更新と保育経費削減の工夫 ④ その他の工夫 (7) 複数年度にわたる事業における効率化の工夫に関する取組 ① 効率的な作業システムに関する取組 ② 森林作業道の路体保護と作設経費削減の工夫 ③ 一貫作業の場合、苗木の安定的供給に資する取組 ④ その他の工夫
(3) 事業成績	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間において森林管理局（署等）発注事業で完成した事業の事業成績
(4) 表彰実績	過去10年間ににおいて農林水産省、林野庁（国有林）、国（他機関）、都道府県又は市町村から受けた当該事業に関連する表彰実績
(5) 地理的条件	① 当該事業実施箇所を管轄する森林管理（支）署及び隣接森林管理（支）署の管内における本店（支店又は営業所）の所在
(6) 企業の事業実績	① 国有林又は森林共同施業団地に係る民有林分の実績 ② 公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間において、低入札の調査対象になった実績 ③ 公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間における

	森林作業道作設評価通知書の点数
(7) 配置予定技術者（現場代理人）等評価	① 配置予定技術者（現場代理人）の資格、同種事業における技術者の経験(当該森林共同施業団地に係る民有林分の経験を含む)の有無及び技術提案書提出時における他事業の従事状況等 ② 配置予定技術者（現場代理人）の同種事業における従事役職 ③ 配置予定技術者（現場代理人）の保有資格 ④ 配置予定技術者（現場代理人）の研修等の受講状況 ⑤ 配置予定技術者（現場代理人）の継続教育（CPD）の有無 ※単体の申請で1人の配置予定技術者（現場代理人）による申請に限り、「法令による資格・免許」、「森林作業道作設に関する研修受講の実績」、「森林分野CPD取得に関する継続教育の内容」について、配置予定技術者（現場代理人）以外の作業従事者の申請についても評価
(8) 地域への貢献	① 国土緑化活動の取組（植林活動や国又は地方公共団体との分収育林及び分収造林契約等） ② 災害協定の締結実績 ③ 防災等に資するボランティア活動の実績 ④ 過去2年間にエゾシカ被害対策に貢献した実績 ⑤ 地域の民有林管理への貢献の取組 ⑥ 作業員の地元雇用
(9) 企業の信頼性	① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ② 働き方改革の取組 ③ 過去1年間ににおける無災害記録の有無、労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントへの取組 ④ 林業経営体登録の有無 ⑤ 事業に従事する作業員の雇用形態、月給制への対応 ⑥ 従業員退職金共済契約締結の有無 ⑦ 不誠実な行為（過去2年間）の有無 ⑧ 行動規範の策定・遵守の有無
(10) 賃上げ実施の表明	賃上げを実施する企業として、以下の①又は②の表明をしているか。 ① 大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の表明書の有無。 ② 中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を1.5%以上増加させる旨の表明書の有無。

6 その他

- (1) 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (2) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法を指定しない部分の事業に関する入札者の責任が軽減されるものではないこととする。

- (3) 実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。事業完了後の検査の際、複数年度にわたる事業の場合は、単年度ごとの最終の（部分）完了検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、請負者が技術等にかかわる提案を履行できなかった場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）に基づく事業成績評定において、履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずること及び契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。